

年金受給等支援事業業務 公募プロポーザル実施要領

1 趣旨

埼玉県は、県が設置する東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所および秩父福祉事務所の所管区域内の生活保護受給者等に対する年金受給等支援事業を、業務委託する形態で実施する。

当該事業は、年金についての専門知識や経験を必要とするものであることから、高度な専門知識や豊富な経験を持つ社会保険労務士に業務を委託するため、企画提案による公募を実施するものである。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 業務名

年金受給等支援事業業務

(2) 業務内容

別紙「年金受給等支援事業業務委託仕様書」による。

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料上限額

9,800千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で見積書が提出された場合に審査委員会（5を参照。）審査への参加及び契約が可能である。

見積額が、事業の委託料上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

3 参加要件に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 年金受給権の調査、年金裁定請求、年金受給に係る被保護者及びケースワーカーへの助言・支援については、社会保険労務士資格を有する者が行うこと。

4 手続等に関する事項

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和7年4月16日（水）午後5時まで。
- イ 提出方法 質問書を添付した電子メールを4の(4)のアドレスに送信する。
- ウ 回答方法 令和7年4月18日（金）午後5時までに、電子メールで回答する。

(2) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和7年4月23日（水）午後5時まで。
- イ 提出方法 提出書類を添付した電子メールを4の(4)のアドレスに送信する。
- ウ 提出書類
- ・ 参加表明書（表紙）
 - ・ 団体概要調書（様式1）
 - ・ 業務受託実績調書（様式2）
 - ・ その他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等）
- エ その他 複数事業者が共同して当該事業に参加する場合は、代表事業者が参加表明書等を提出するものとする。このとき、代表事業者以外の事業者は、参加表明書等の内容を別紙（任意様式）に記して、業務受託実績及び事業者の概要を表すものを併せて提出すること。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時まで
- イ 提出場所 提出書類を添付した電子メールを4の(4)のアドレスに送信する。
- ウ 提出書類
- ・ 企画提案書（表紙）
 - ・ 事業の実施体制（様式3）
 - ・ 事業実施に当たっての提案(1)（様式4）
 - ・ 事業実施に当たっての提案(2)（様式5）
 - ・ 事業実施に当たっての提案(3)（様式6）
 - ・ 事業実施に当たっての提案(4)（様式7）

- ・ 見積書（任意様式）

※ 見積書の見積額には、消費税及び地方消費税の額を明示すること。消費税非課税団体の場合は、その旨を明示すること。

(4) 担当（問合せ先・提出場所）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県福祉部社会福祉課生活保護担当

電 話 048-830-3284

ファクシミリ 048-830-4782

電子メール a3270-17@pref.saitama.lg.jp

5 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 審査

ア 提出された企画提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

イ プレゼンテーション審査の日時や詳細は、令和7年5月13日（火）までに、対象者あてに詳細を電子メールにて通知する。

(2) 業務委託候補者の選定

企画提案書の内容及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認める者を、当該事業の業務委託候補者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は令和7年5月21日（水）までに郵送及び電子メールで通知する。

6 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 3 参加要件に関する事項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参加表明書等又は企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 参加表明書等又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

7 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により周知を図る。
- (2) 提出された参加表明書等、質問書及び企画提案書（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びに審査委員会への参加費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 参加表明書等を提出した者が本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で埼玉県福祉部社会福祉課長に届け出ること。
- (6) 業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (7) 複数の事業者が共同して当該事業に参加することができる。この場合、事業者間の意思決定や当該事業業務委託に責任を持つ者（代表事業者）を決定し、事業者間の役割分担を明確にすること。
また、共同する全ての事業者が3に規定する参加要件を満たしていること。
- (8) 当該事業の実施につき、厚生労働省による国庫負担金・補助金の内示額に基づく事業費が2の(4)の委託料上限額を下回った場合、委託契約額を変更することがある。